

# 韓国 貿易管理制度 輸入品目規制 原産地表示制度 詳細

## 1.原産地表示制度の現況

消費者を保護して公正取引秩序を確立するために 1991 年から原産地表示制度を対外貿易法令及び対外貿易管理規程に導入して施行している。

輸入の際の原産地表示対象品目は「対外貿易管理規程」(別表 6-1) で規定されている。

## 2.関連法令体系

### ■ 対外貿易法、施行令

貿易関連の基本法。原産地表示制度について規定

※対外貿易管理規程(知識經濟部告示)：原産地表示対象物品、原産地表示方法、原産地判定基準の細部規定を定めたもの。

### ■ 関税法、施行令、施行規則

関税賦課・徴収の基本法。原産地制度に基づく通関手続きを規定

※原産地制度運営に関する告示(関税庁告示)：対外貿易法令及び対外貿易管理規程と関税法令の原産地関連事項の細部事項を定めたもの。

### ■ 農産物品質管理法、施行令、施行規則／水産物品質管理法、施行令、施行規則

国産農水産物の原産地表示、判定、調査に対して規定

※農産物原産地表示要領(農林水産食品部告示)、水産物原産地表示業務処理要領(農林水産食品部告示)：国産農水産物の原産地細部表示方法、細部判定基準を定める。

## <参考資料>原産地表示関連法律規定(抜粋)(ジェトロ仮訳)

### 1. 対外貿易法

#### 第5節 原産地の表示等

##### 第33条【輸出入物品等の原産地の表示】

- ① 知識経済部長官が公正な取引秩序の確立と消費者保護のために原産地を表示しなければならない対象として公告した物品など（以下、“原産地表示対象物品”という）を輸出或いは輸入しようとする者は、その物品などに対して原産地を表示しなければならない。（2008. 2. 29. 職制改正：政府組織法 付則）
- ② 第1項による原産地の表示方法・確認、その他表示に必要な事項は大統領令に定める。（2007. 4. 11. 改正）
- ③ 貿易取引者または物品などの販売業者は次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。但し、第3号の場合には貿易取引者の場合にのみ該当する。（2007. 4. 11. 改正）
  1. 原産地を虚偽表示するか、原産地を誤認するように表示をする行為（2007. 4. 11. 改正）
  2. 原産地の表示を損傷または変更する行為（2007. 4. 11. 改正）
  3. 原産地表示対象物品に対して原産地表示をしない行為（2007. 4. 11. 改正）
- ④ 知識経済部長官は第1項から第3項までの規定の違反如何を確認するために必要であると認める場合、輸入した物品など及び大統領令に定める関連書類を検査することができる。（2008. 2. 29. 職制改正：政府組織法 付則）
- ⑤ 知識経済部長官は第2項による原産地表示方法に違反するか、第3項に違反する行為があれば、その行為者に原状回復などの大統領令に定める是正措置を命じるか、3千万ウォン以下の課徴金を賦課することができる。（2008. 2. 29. 職制改正：政府組織法 付則）
- ⑥ 第5項により課徴金を賦課する違反行為の種類と程度による課徴金の金額及びその他必要な事項は大統領令に定める。（2007. 4. 11. 改正）
- ⑦ 知識経済部長官は、第5項による課徴金を支払わなければならない者が納付期限までに支払わない場合、国税滞納処分の例により徴収する。（2008. 2. 29. 職制改正：政府組織法 付則）

##### 第34条【原産地の判定等】

- ① 知識経済部長官は、必要であると認める場合、輸出または輸入物品などの原産地判定を行うことができる。（2008. 2. 29. 職制改正：政府組織法 付則）
- ② 原産地判定の基準は大統領令の定めるところに従い、知識経済部長官が定めて公告する。（2008. 2. 29. 職制改正：政府組織法 付則）
- ③ 貿易取引者または物品などの販売業者などは輸出または輸入物品などの原産地判定を知識経済部長官に要請することができる。（2008. 2. 29. 職制改正：政府組織法 付則）
- ④ 知識経済部長官は第3項により要請を受けた場合には、該当物品などの原産地判定を行い、要請した者に通知しなければならない。（2008. 2. 29. 職制改正：政府組織法 付則）

- ⑤ 第4項により通知を受けた者が原産地判定を不服とする場合には、通知を受けた日から30日以内に知識経済部長官に異議を提起することができる。(2008.2.29. 職制改正：政府組織法 付則)
- ⑥ 知識経済部長官は第5項により異議の提起を受けた場合には、提起を受けた日から150日以内に提起に対する決定を通知しなければならない。(2008.2.29. 職制改正：政府組織法 付則)
- ⑦ 原産地判定の要請、異議の提起など、原産地判定の手続きに必要な事項は大統領令に定める。(2007.4.11. 改正)

#### 第35条【輸入原料を使用した国内生産物品等の原産地判定基準】

- ① 知識経済部長官は、公正な取引秩序の確立と消費者保護のために必要であると認める場合、輸入原料を使用して国内で生産され、国内で流通または販売される物品など（以下、この条で“国内生産物品など”という）に対する原産地判定に関する基準を関係中央行政機関の長と協議して定めることができる。但し、他法令で国内生産物品などに対して外の基準を規定している場合にはこの限りではない。(2008.2.29. 職制改正：政府組織法 付則)
- ② 知識経済部長官は、第1項により国内生産物品などに対する原産地判定に関する基準を定めたときは、これを公告しなければならない。(2008.2.29. 職制改正：政府組織法 付則)

#### 第36条【輸入物品等の原産地証明書の提出】

- ① 知識経済部長官は、原産地を確認するために必要であると認める場合、物品などを輸入しようとする者にその物品などの原産地国家または物品などを船積した国家の政府などが発行する原産地証明書を提出させることができる。(2008.2.29. 職制改正：政府組織法 付則)
- ② 第1項による原産地証明書の提出及びその確認に必要な事項は大統領令に定める。(2007.4.11. 改正)

## 2. 対外貿易法施行令

### 第5節 原産地の表示等

#### 第55条【原産地表示対象物品の指定】

知識経済部長官は法第33条第1項により原産地を表示すべき物品（以下、“原産地表示対象物品”という）の公告に際し、該当物品を管掌する関係行政機関の長と事前に協議しなければならない。（2008.2.29.職制改正：知識経済部とその所属機関職制付則）

#### 第56条【輸出入物品の原産地表示方法】

- ① 原産地表示対象物品を輸入しようとする者は以下の各号の方法により、該当物品に原産地を表示しなければならない。（2007.9.10.改正）
  1. ハングル・漢字または英語で表示すること。（2007.9.10.改正）
  2. 最終購買者が判読しやすい活字体で表示すること。（2007.9.10.改正）
  3. 識別しやすい位置に表示すること。2007.9.10.改正）
  4. 表示された原産地が簡単に消されたり、剥がれ落ちない方法で表示すること。（2007.9.10.改正）
- ② 第1項にも関わらず、該当物品に原産地を表示することが難しいか、原産地を表示する必要がないと認定して知識経済部長官が定めて告示する基準に該当する場合には、知識経済部長官が定めて告示するところにより原産地を表示するか、または原産地の表示を省略することができる。（2008.2.29.職制改正：知識経済部とその所属機関職制付則）
- ③ 第1項に規定されていること以外に輸入物品の原産地表示方法に関して必要な事項は知識経済部長官が定めて告示する。但し、輸入物品を管掌する中央行政機関の長は、消費者を保護するために必要な場合には知識経済部長官と協議して該当物品の原産地表示に関する細部的な事項を別途に定めて告示することができる。（2008.2.29.職制改正：知識経済部とその所属機関職制付則）
- ④ 輸入された原産地表示対象物品に対して単純な加工活動を経ることにより該当物品の原産地表示を損傷或いは変形した者は、その単純加工した物品に、第1項から第3項までの規定により当初の原産地を表示しなければならない。（2007.9.10.改正）
- ⑤ 輸出品品に対して原産地を表示する場合には第1項の各号で定めた方法により原産地を表示するものの、その物品に対する輸入国の原産地表示規定がこれと異なる方式で表示するようになっている場合はその規定により原産地を表示することができる。但し、輸入した物品に対して国内で簡単な加工活動を経て輸出する場合には、韓国を原産地として表示してはならない。（2007.9.10.改正）

#### 第 57 条【原産地表示方法の確認】

- ① 第 56 条による原産地表示方法によって原産地を表示すべき者は、該当物品が輸入される前に文書にてその物品の適切な原産地表示方法に関する確認を知識経済部長官に要請することができる。(2008.2.29.職制改正：知識経済部とその所属機関職制付則)
- ② 第 1 項による知識経済部長官の原産地表示方法の確認に関して異議のある者は、確認結果の通知を受けた日から 30 日以内に書面にて知識経済部長官に異議を提起することができる。(2008.2.29.職制改正：知識経済部とその所属機関職制付則)
- ③ 原産地表示方法に対する確認要請と確認結果に対する異議提起に必要な事項は知識経済部長官が定めて告示する。(2008.2.29.職制改正：知識経済部とその所属機関職制付則)
- ④ 知識経済部長官は、法第 33 条第 2 項により原産地表示対象物品を輸入する者に対して該当物品の通関時に第 56 条第 1 項から第 4 項までの規定による原産地の表示方法及び表示の有無などを確認できる。この場合、確認方法と確認手続きなどに関しては知識経済部長官が定めて告示する。(2008.2.29.職制改正：知識経済部とその所属機関職制付則)

#### 第 58 条【原産地表示の違反物品に対する是正措置】

- ① 法第 33 条第 5 項による是正措置の内容は以下の各号と同一である。(2007. 9. 10. 改正)
  1. 原産地表示の原状回復、訂正、抹消または原産地表示命令 (2007. 9. 10. 改正)
  2. 違反物品の取引または販売行為の中止 (2007. 9. 10. 改正)
- ② 法第 33 条第 5 項による是正措置命令は以下の各号の事項を明示した書面にて行わなければならない。(2007. 9. 10. 改正)
  1. 違反行為の内容 (2007. 9. 10. 改正)
  2. 是正措置命令の事由及び内容 (2007. 9. 10. 改正)
  3. 是正期限 (2007. 9. 10. 改正)

#### 第 59 条【課徴金の賦課及び納付】

- ① 知識経済部長官が法第 33 条第 5 項によって課徴金を賦課するには、その違反行為の種類と課徴金の金額を明示して課徴金を支払うことを書面にて通知しなければならない。(2008.2.29.職制改正：知識経済部とその所属機関職制付則)
- ② 第 1 項により通知を受けた者は、納付通知日から 20 日以内に課徴金を知識経済部長官が定める納付機関に支払わなければならない。但し、天災地変やその他止むを得ない事由で納付期限まで課徴金を支払うことができない場合には、その事由が無くなった日から 7 日以内に支払わなければならない。(2008.2.29.職制改正：知識経済部とその所属機関職制付則)
- ③ 第 2 項により課徴金を受けた納付機関は、課徴金を支払った者に領収証を発給しなければならない。

(2007.9.10.改正)

- ④ 課徴金の納付機関は第2項による課徴金を受けると、直ちにその事実を知識経済部長官に通知しなければならない。(2008.2.29.職制改正：知識経済部とその所属機関職制付則)
- ⑤ 課徴金を分割して納付することは出来ない。(2007.9.10.改正)

#### 第60条【課徴金を賦課する違反行為の種類と課徴金の金額】

- ① 法第33条第5項により課徴金を賦課する違反行為の種類と違反程度による課徴金の金額は別表2の通りである。(2007.9.10.改正)
- ② 知識経済部長官は、該当貿易取引者などの輸出入規模、違反程度及び違反回数などを考慮して第1項による課徴金金額の1/2の範囲内で加重または軽減することができる。但し、加重する場合でも課徴金の総額は3千万ウォンを超えることは出来ない。(2008.2.29.職制改正：知識経済部とその所属機関職制付則)

#### 第61条【輸出入物品の原産地判定基準】

- ① 法第34条による輸入または輸出品品に対する原産地判定は、以下の各号のいずれかの一つの基準に従わなければならない。(2007.9.10.改正)
  1. 輸出入物品の全部が一つの国家で採取または生産された物品（以下“完全生産物品”という）の場合にはその国家をその物品の原産地とすること。(2007.9.10.改正)
  2. 輸出入物品の生産・製造・加工過程に二つ以上の国家が関連した場合には、最終的に実質的な変形を加えその物品に本質的特性を付与する活動（以下“実質的な変形”という）を行った国家をその物品の原産地とすること。(2007.9.10.改正)
  3. 輸出入物品の生産・製造・加工過程に二つ以上の国家が関連した場合、単純な加工活動を行う国家を原産地とはしないこと。(2007.9.10.改正)
- ② 第1項による完全生産物品、実質的な変形、単純な加工活動の基準など原産地判定基準に関する具体的な事項は、関係中央行政機関の長と協議して知識経済部長官が定めて告示する。(2008.2.29.職制改正：知識経済部とその所属機関職制付則)

#### 第62条【輸入物品の原産地事前判定】

- ① 法第34条第3項により物品を輸入する前に輸入物品の原産地判定を受けようとする者は、対象物品の関税・統計統合品目分類表（「関税法施行令」第98条による関税・統計統合品目分類表を言う。以下同一）上の品目番号・品目名（モデル名を含む）、要請事由、要請者が主張する原産地などを明示した要請書に、見本1つとその他原産地判定に必要な資料を添付して知識経済部長官に提出しなければならない。但し、物品の性質上、見本の提出が難しいか或いは見本がなくてもその物品の原産地判定に支障がないと認定される場合には、見本の提出を省略することができる。(2008.2.29.職制改正：知識経済部とその所属機関職制付則)

- ② 知識経済部長官は第 1 項によって提出された要請書などの不備により輸入物品の原産地を判定し難しい場合には、期間を定めて資料の補正を要求することができる。その期間内に資料が補正されない場合には、要請書などを返送することができる。(2008.2.29.職制改正：知識経済部とその所属機関職制付則)
- ③ 知識経済部長官は第 1 項により原産地事前判定の要請を受けた場合には、60 日以内に原産地事前判定を行い、その結果を要請した者に文書にて通知しなければならない。但し、その判定に関連する資料の収集などのために必要な期間は、これに算入しない。(2008.2.29.職制改正：知識経済部とその所属機関職制付則)
- ④ 原産地事前判定の結果が要請者の主張と異なる場合には、判定の根拠などを記入しなければならない。(2007.9.10.改正)
- ⑤ 原産地事前判定の要請方法とその他事前判定に必要な事項は知識経済部長官が定めて告示する。(2008.2.29.職制改正：知識経済部とその所属機関職制付則)

#### 第 63 条【異議の申し立て】

- ① 法第 34 条第 5 項により原産地判定に異議の申し立てをしようとする者は、対象物品の関税・統計統合品目分類表上の品目番号・品目名（モデル名を含む）、異議申し立ての事由、申請者が主張する原産地などを明示した異議申し立て書に原産地判定に必要な資料を添付して知識経済部長官に提出しなければならない。(2008.2.29.職制改正：知識経済部とその所属機関職制付則)
- ② 知識経済部長官は、第 1 項により提出された申し立て書などの不備により異議申し立てに対する決定が難しい場合には、期間を定めて資料の補正を要求することができる。その期間内に資料が補正されない場合は、申し立て書などを返送することができる。(2008.2.29.職制改正：知識経済部とその所属機関職制付則)
- ③ 知識経済部長官は第 1 項による異議申し立てに対する決定を行うため、関係専門家に諮問したり、利害関係者等の意見を聞くことができる。(2008.10.20.改訂；行政機関所属委員会の整備のための生涯教育法施行令など一部改訂令)
- ④ 原産地判定に対する異議申し立ての手続きなどに関して必要な細部的な事項は知識経済部長官が定める。(2008.2.29.職制改正：知識経済部とその所属機関職制付則)

#### 第 64 条【原産地判定委員会の構成・運営】

削除

#### 第 65 条【輸入物品の原産地証明書の提出】

- ① 知識経済部長官は法第 36 条により、知識経済部長官が定めて告示する地域から知識経済部長官が定めて告示する物品を輸入しようとする者に、以下の各号の機関が発行する原産地証明書をその物品を輸入する際に提出するよう求めることができる。(2008.2.29.職制改正：知識経済部とその所属機関職制付則)

1. その物品の原産地国家 (2007.9.10.改正)

2. その物品を船積した国家の政府（2007. 9. 10. 改正）
3. 第 1 号の国家または第 2 号の政府が認定する機関（2007. 9. 10. 改正）
- ② その他第 1 項による原産地証明書に関して必要な事項は知識経済部長官が定めて告示する。（2008.2.29.職制改正：知識経済部とその所属機関職制付則）

**第 66 条【輸出物品の原産地証明書の発給基準等】**

- ① 法第 37 条第 2 項による輸出物品の原産地証明書の発給基準は、憲法により締結・公布された条約或いは協定及び一般的に承認された国際法規、または輸入相手国で定めた原産地証明書の発給基準とする。（2007. 9. 10. 改正）
- ② 輸出物品の原産地証明書の発給を受けようとする者は、輸出物品原産地証明書発給申請書に以下の各号の書類を添付して知識経済部長官に提出しなければならない。（2008.2.29.職制改正：知識経済部とその所属機関職制付則）
  1. 購買者・供給者に関する書類（2007. 9. 10. 改正）
  2. 輸出物品の価格・数量などに関する書類（2007. 9. 10. 改正）
  3. その他輸出物品の原産地を証明する際に必要な書類として知識経済部長官が定めて公告する書類（2007. 9. 10. 改正）
- ③ 知識経済部長官は第 2 項による申請を受けた場合、第 1 項による原産地証明書の発給基準に適合するかを調査・確認して発給の如何を決定した後、輸出物品の原産地証明書を発給しなければならない。（2008.2.29.職制改正：知識経済部とその所属機関職制付則）
- ④ 第 3 項による原産地証明書の有効期間は 1 年とする。但し、憲法により締結・公布された条約や協定及び一般的に承認された国際法規で異なる有効期間が定められている場合には、その有効期間とする。（2007. 9. 10. 改正）
- ⑤ 第 1 項から第 4 項までの規定以外に輸出物品の原産地証明書の発給などに必要な細部事項は知識経済部長官が定めて告示する。（2008.2.29.職制改正：知識経済部とその所属機関職制付則）

### 3. 対外貿易管理規程（知識経済部告示 第 2009-60 号）

#### 第 5 章 原産地

##### 第 2 節 原産地の表示

#### 第 75 条【輸入品目の原産地表示対象物品など】

- ① 令第 55 条による原産地表示対象物品は別表 8 で掲げられた輸入物品であり、原産地表示対象物品は当該物品に原産地を表示しなければならない。
- ② 第 1 項にも関わらず、原産地表示対象物品が次の各号のいずれかに該当する場合は、令第 56 条第 2 項によって当該物品に原産地を表示せず、当該物品の最小包装、容器などに輸入物品の原産地表示をすることができる。
  1. 当該物品に原産地を表示することが不可能な場合
  2. 原産地表示によって当該物品が大きく毀損される場合（例：ビリヤード球、コンタクトレンズ、包装していない集積回路など）
  3. 原産地表示によって当該物品の価値が実際に低下する場合
  4. 原産地表示の費用が当該物品の輸入ができないほど過度に高い場合（例：物品価格より表示費用の方が高い場合など）
  5. 商取引の慣行上、最終購買者に包装または容器に封印され販売される物品または封印されずとも包装・容器を開けずに販売される物品（例：石鹸、歯ブラシ、VIDEO TAPE など）
  6. 実質的な変形を起こす製造工程に投入される部品及び原材料を輸入後、実需要者に直接供給する場合
  7. 物品の外観上原産地の誤認可能性が低い場合（例：ドリアン、オレンジ、バナナのような果物、野菜など）
  8. 関税庁長が知識経済部長官と協議して妥当であると認める物品

#### 第 76 条【輸入品目の原産地表示の一般原則】

- ① 輸入物品の原産地は次の各号のいずれかに該当する方式でハングル、漢字または英文で表示できる。
  1. “原産地：国名”または“国名産”
  2. “Made in 国名”または“Product of 国名”
  3. “made by 物品製造者の社名、住所、国名”
  4. 輸入物品の大きさが小さいため第 1 号から第 3 号までの方式で当該物品の原産地を表示できない場合は国名だけを表示できる。
  5. “Brewed in 国名”または“Distilled in 国名”など、その他最終購買者が原産地を誤認する恐れがない方式
- ② 輸入物品の原産地は最終購買者が当該物品の原産地を容易に判読できる大きさの活字体で表示しなければならない。

- ③ 輸入物品の原産地は最終購買者が識別しやすい所に表示しなければならない。識別しやすい所とは、最終購買者が正常な物品購買過程で表示された原産地を容易に発見できる所を意味する。
- ④ 表示された原産地は簡単に消えず、物品(または包装・容器)から簡単に落ちてはならない。
- ⑤ 輸入物品の原産地は製造段階で印刷(printing)、謄写(stenciling)、捺印(stamping)、鋳造(molding)、蝕刻(etching)、縫い取り(stitching)、またはこれと類似する方式で原産地を表示することを原則とする。但し、物品の特性上、上記のような方式で表示することが不適合であるかあるいは物品を毀損する恐れがある場合には、捺印(stamping)、ラベル(label)、ステッカー(sticker)、札(tag)を使用して表示できる。
- ⑥ 最終購買者が輸入物品の原産地を誤認する恐れがない場合は、通常的に広く使われている国家名の略語を使用して原産地を表示できる(例: United States of America を"USA"で表示)。
- ⑦ 「品質経営及び工産品安全管理法」、「食品衛生法」など他の法令による表示事項がラベル、ステッカー、荷札の方法で付着される場合には、その表示事項に原産地項目を追加して記載しなければならない。

#### 第 77 条【原産地誤認の懸念がある輸入物品の原産地表示】

- ① 法第 33 条第 3 項第 1 号の原産地誤認の恐れがある表示物品は原産地表示対象物品が次の各号のいずれかに該当する物品をいう。
  - 1. 注文者商標付着(OEM)方式により生産された輸入物品の原産地と、注文者が位置する国名が異なるために、最終購買者が当該物品の原産地を誤認する恐れがある物品
  - 2. 物品または包装・容器に目立って表示されている商号・商標・地域・国または言語名が輸入物品の原産地と異なり、最終購買者が当該物品の原産地を誤認するおそれがある物品
- ② 第 1 項に該当する輸入物品は当該物品または包装・容器の前面に第 76 条によって原産地を表示しなければならない。物品の特性上、前・後面の区別が難しい、または前面に表示するのが難しい場合などには、原産地誤認を招く表示と近いところに表示しなければならない。
- ③ 第 1 項に該当する輸入物品を販売する者は、販売または陳列時に消費者が分かるように商品に表示された原産地とは別にステッカー、札などを利用して原産地を表示しなければならない。

#### 第 78 条【輸入後単純な加工活動を遂行した物品などの原産地表示】

- ① 令第 56 条第 4 項に該当する物品の原産地表示は次の各号のいずれか一つの方法により原産地を表示しなければならない。但し、次の各号で別に規定しなかった事項に対しては第 75 条から第 77 条まで、第 79 条から第 81 条までの規定を準用する。
  - 1. 原産地表示対象の物品が輸入された後、最終購買者が購入する前に国内で単純製造・加工処理され輸入物品の原産地が隠蔽・除去されたり、隠蔽・除去される恐れがある物品の場合は製造・加工業者(輸入者が製造業者である場合を含む)は完成加工品に輸入物品の原産地が確実に分かるように原産地を表示しなければならない。
  - 2. 原産地表示対象の物品が大型包装の状態で購入され、最終購買者が購入する前に国内で小売単位に再包装されて販売される物品の場合は、再包装販売業者(輸入者が販売業者である場合を含む)は再包装容器に輸入

物品の原産地を確実に表示しなければならない。再包装されずにバラまたは産物として取引される輸入物品が販売される場合にも物品または販売容器・販売場所にステッカーの付着、標識の付着などの方法で輸入品の原産地を表示しなければならない。

3. 原産地表示対象の物品が輸入されたあと、最終購買者が購入する前に他の物品と結合して販売される物品である場合、製造・加工業者（輸入者が製造業者である場合を含む）は輸入された物品の原産地を確実に“（当該物品名）の原産地：国名”の形態で原産地を表示しなければならない。

② 第1項に該当する場合には税関長が輸入者に輸入通関後、法令による原産地表示を遵守するように命ずることができる。

③ 第1項に該当する物品を輸入する者が同物品を第三者（中間購買業者または販売者など）に譲渡（第三者が再譲渡する場合を含む）する場合には、譲受人に法令による原産地表示義務を遵守することを書面にて通知しなければならない。

#### 第79条【輸入セット物品の原産地表示】

① 別表10に掲げられた輸入セット物品の場合、当該セット物品を構成する個別物品などの原産地が同じであり、最終購買者にセット物品として販売される場合には、個別物品に原産地表示をせず、その物品の包装・容器に原産地を表示することができる。

② セット物品を構成する個別物品などの原産地が2ヶ国以上の場合、個別物品にそれぞれ原産地を表示し、セット物品の包装・容器には個別物品の原産地を全て羅列・表示しなければならない。（例：Made in China, Taiwan,・・・）

#### 第80条【輸入容器の原産地表示】

① 関税率表によって容器として別途分類され輸入される物品の場合は、容器に“（容器名）の原産地：（国名）”にあたる表示をしなければならない。（例：“Bottle made in 国名”）

② 第1項にも関わらず、1回使用で廃棄される容器の場合は最小販売単位の包装に容器の原産地を表示することができ、実需要者がこの物品を輸入する場合は容器の原産地を表示しなくても良い。

#### 第81条【輸入物品の原産地表示方法の細部事項】

① 関税庁長は知識経済部長官との事前協議を経て第75条から第80条までの原産地表示方法によって物品の特性を勘案した細部的な表示方法が定められる。

② 関税庁長は輸入物品の原産地表示方法に関する細部事項を定める場合、これを告示しなければならない。

#### 第82条【輸入物品の原産地表示の免除】

① 第75条によって物品または包装・容器に原産地を表示すべき輸入物品が次の各号のいずれかに該当する場合は原産地表示を省略することができる。

1. 令第2条第6号及び第7号による外貨獲得用原料及び施設機材として輸入される物品

2. 個人に無償送付された託送品・別送品または旅行者携帯品
  3. 輸入後に実質的な変形を起こす製造工程に投入される部品及び原材料として実需要者が直接輸入する場合(実需要者のために輸入を代行する場合を含む)
  4. 販売または賃貸目的ではなく物品製造に使用する目的で輸入される製造用施設及び機資材(部分品及び予備部品を含む)として実需要者が直接輸入する場合(実需要者のために輸入を代行する場合を含む)
  5. 研究開発用品として実需要者が輸入する場合(実需要者のために輸入を代行する場合を含む)
  6. 見本品(陳列・販売用ではないものに限る)及び輸入された物品の瑕疵補修用物品
  7. 保税運送・積み替えなどによって韓国を単純に経由する通過貨物
  8. 再輸出条件付き免税対象物品など一時輸入品
  9. 韓国から輸出された後再輸入される物品
  10. 外交官免税対象物品
  11. 個人が自己消費用として輸入する物品として税関長が妥当であると認定する物品
  12. その他関税庁長が知識経済部長官と協議して妥当であると認める物品
- ② 税関長は第1項第1号によって原産地表示が免除される物品に対して外貨獲得履行如何、目的以外の使用などを事後確認することができる。

#### 第83条【原産地表示の確認・検査】

- ① 別表8の物品を輸入しようとする者は、該当物品の通関時、原産地表示如何に対して税関長の確認を得なければならない。
- ② 税関長は輸出・輸入される物品が第75条から第81条までの規定に違反されるものであると認定される場合、原産地の表示、訂正、抹消など適切な措置を指示することができる。
- ③ 関係行政機関の長、市、道知事は輸入申告語、通関された物品が第75条から第81条までの規定に違反するものと認定される場合、原産地の表示、訂正、抹消など適切な措置を指示することができる。
- ④ 法第33条第4項による検査を行う公務員の証票は別表11と同一である。

#### 第84条【原産地表示の事前確認及び異議提起】

- ① 関税庁長は令第57条第1項によって適正な原産地表示方法に関する確認の要請を受けた場合には、申請を受付した日から30日以内に令第56条によって該当物品の適正な表示方法を確認して申請人に知らせなければならない。
- ② 第1項の通知内容に対して令第57条第2項による異議提起を受付した関税庁長は30日以内に異議提起に対して決定を行い、これを要請人に知らせなければならない。
- ③ 関税庁長は第1項による原産地表示の事前確認及び疑義提起に必要な事項を知識経済部長官と協議して別途定めることができる。

### 第3節 原産地判定

#### 第85条【輸入品目の原産地判定基準】

- ① 次のいずれかに該当する物品を令第61条第1項第1号による完全生産物品と見なす。
1. 当該国領域で生産された鉱物、農産物及び植物性生産物
  2. 当該国領域で繁殖、飼育された、生きている動物とこれらから採取した物品
  3. 当該国領域で狩猟、漁労で採取した物品
  4. 当該国船舶により採取した漁獲物、その他物品
  5. 当該国で製造、加工工程中に発生した残余物
  6. 当該国または当該国の船舶で第1号から第5号までの物品を原材料として製造・加工した物品
- ② 令第61条第1項第2号での“実質的な変形”とは、当該国での製造・加工過程を通じて原材料の税番と違う税番(HS6 ケタ基準)の製品を生産することをいう。但し、税番変更において関税率表の解釈に関する通則第2号ア.は適用しない。
- ③ 第2項の本文規定にもかかわらず、知識経済部長官が関税率表上に該当物品とその原材料の税番が区分されていないことから、製造、加工過程を通じてその物品の本質的な特性を付与する活動を加えても税番号(HS6 ケタ基準)が変更されない場合には、関係機関の意見を聞いた後、実質的な変形如何を判断することができる。
- ④ 第2項にも関わらず、知識経済部長官が別表9で別途に定めた品目に対しては付加価値、主要部品または主要工程などによって該当物品の原産地を判定することができる。
- ⑤ 第4項による付加価値の比率は当該物品の製造・生産に使われた原料及び構成品の原産地別価格累計が当該物品の輸入価格(FOB 価格基準)に占める割合とする。
- ⑥ 第4項の主要部品に対しては次の各号の国家を原産地と見なす。
1. 当該主要部品の原料及び構成品の付加価値生産に最も寄与した国家が当該完成品の付加価値比率基準上位2ヶ国のうちの一つに該当する場合は当該国家
  2. 当該主要部品の原料及び構成品の付加価値生産に最も寄与した国家が当該完成品の付加価値比率基準上位2ヶ国のうちの一つに該当しない場合は、当該完成品を最終的に製造した国家
- ⑦ 第5項及び第6項の規定によって付加価値の比率を算定する場合、当該物品の製造・生産に使われた原料及び構成品の価格は次の各号のいずれかで定める価格とする。
1. 当該製造・生産国で外国から輸入調達した原料及び構成品の価格は、それぞれ輸入単位別のFOB 価格
  2. 当該製造・生産国で国内的に供給された原料及び構成品の価格は、それぞれ購買単位別の工場渡価格
- ⑧ 次の各号のいずれかの一つを令第61条第1項第3号に規定された“単純な加工活動”と見なして、単純な加工活動を行う国には原産地を付与しない。
1. 運送または保管目的で物品を良好な状態で保存するために行う加工活動

2. 船積または運送を容易にするための加工活動
3. 販売目的で物品の包装などに関連した活動
4. (削除)
5. 製造・加工の結果、HS6 ケタが変更される場合でも、次の各目のいずれかの一つに該当する加工とこれらと結合する加工は単純な加工活動の範囲に含まれる。
  - ア. 通風
  - イ. 乾燥または単純加熱(煎ること、焼くことを含む)
  - ウ. 冷凍、冷蔵
  - エ. 損傷部位の除去、異物質除去、洗浄
  - オ. 油塗り、サビ防止または保護のための塗色、塗装
  - カ. 濾過または選別 (sifting or screening)
  - キ. 整理(sorting)、分類または等級選定 (classifying or grading)
  - ク. 試験または測定
  - ケ. 表示やラベルの修正または鮮明化
  - コ. 加水、稀釈、吸湿、加塩、加糖、電離(ionizing)
  - サ. 皮むき(husking)、脱殻(shelling or unshelling)、種除去及び新鮮または冷蔵肉類の冷凍、単純切断及び単純混合
  - シ. 別表9に定めたHS 01類の家畜を輸入して国内で屠畜する場合、同別表に定められた品目別 飼育期間未満の期間を国内で飼育した家畜の屠畜(slaughtering)
  - ス. 延ばし(spreading out)、圧搾(crushing)
  - セ. アないしスに準じる加工で知識経済部長官が別途に判定する単純な加工活動

**第 86 条【輸入原料を使った国内生産物品などの原産地判定基準】**

- ① 法第 35 条による輸入原料を使った国内生産物品などの原産地判定基準適用対象物品は、別表 8 による輸入物品原産地表示対象物品のうち 1 類～24 類(農水産物・食品)、30 類(医療用品)、33 類(香料・化粧品)、48 類(紙とボール紙)、49 類(書籍・新聞・印刷物)、50 類～58 類(繊維)、70 類(硝子)、72 類(鉄鋼)、87 類(8701～8708 の一般車両)、89 類(船舶)に該当しない物品である。
- ② 第 1 項で次の各号の 1 に該当する場合、韓国を原産地とする物品とみなす。
  1. 韓国で製造・加工過程を通じて輸入原料の税番と異なる税番(HS 6 ケタ基準)の物品を生産し、当該物品の総製造原価のうち輸入原料の輸入価格(CIF 価格基準)を控除した金額が総製造原価の 51%以上である場合
  2. 韓国で製造・加工過程を通じて物品を最終的に生産し、当該物品の総製造原価のうち輸入原料の輸入価格(CIF 価格基準)を控除した金額が総製造原価の 85%以上である場合
- ③ 第 2 項にも関わらず、天日塩は外国産原材料が使われずに製造されたものを韓国原産地とみなす。
- ④ 第 2 項及び第 3 項の規定により国内生産物品などの原産地を韓国と見ることができるときには、次の各号の 1 に該当する方式でハングル、漢字または英文で表示できる。
  1. “한국산”

2. “韓国産”
3. “Made in KOREA”

4. 製造元を韓国内住所と会社名または商号などで明記

⑤ 法第 35 条による輸入原料を使用した国内生産物品のうち、第 2 項の原産地規定を満たさない物品の原産地表示は次の各号の方式によって表示できる。

1. 韓国を加工国または組立国などで表示するものの、原料または部品の原産地を同一の大きさと方法で平行して表示

2. 第 1 号の原料または部品が 1 ヶ国の生産品である場合には原料（または部品）の原産地：国名を表示

3. 第 1 号の原料または部品が 2 ヶ国以上（韓国を含む）で生産された場合には、完成品の製造原価の材料費で占める構成比率が高い順で 2 以上の原産地をそれぞれの構成比率と共に表示（例：原料（または部品）の原産地：国名（○%）、国名（○%））

#### 第 87 条【原産地判定基準の特例】

① 機械・器具・装置または車両に使われる付属品・予備部分品及び工具で、機械などと共に輸入されて同時に販売され、その種類及び数量からみて正常な付属品、予備部分品及び工具であると認められる物品の原産地は当該機械・器具・装置または車両の原産地と同じものと見なす。

② 包装用品の原産地は包装された内容品の原産地と同じものと見なす。但し、法令により包装用品と内容品を各々別個に区分して輸入申告するよう規定されている場合には、包装用品の原産地は内容品の原産地と区分して決定する。

③ 撮影された映画用フィルムに対してはその映画製作者が属する国を原産地とする。

#### 第 88 条【輸入物品の原産地事前判定】

知識経済部長官は令第 62 条による原産地判定のために必要な場合、当該事案に関連した行政機関の長、貿易業者及びその他利害関係人に資料の提出を要請できる。

#### 第 89 条【原産地の決定などに対する異議申し立て】

① 対外貿易法令などの規定により税関長または市、道知事の原産地に関する決定または確認に対して異議を申し立てる者は、該当処分庁を経て知識経済部長官に異議申し立てができる。この場合、異議申し立て手続きなどは原産地事前判定に関する規定による。

② 第 1 項によって異議申し立てを受けた処分長は受付した日から 7 日以内に意見書を添付して知識経済部長官に送付しなければならない。

#### 第 90 条【原産地の事前判定資料の補正期間】

令第 63 条第 2 項の補正期間は法第 34 条第 6 項による異議申し立ての決定期間に算入しない。

#### 第 91 条【原産地の確認】

- ① 対外貿易法令などの規定により原産地を確認しなければならない物品を輸入する者は、輸入申告前までに原産地証明書など関係資料を提出して確認を受けなければならない。
- ② 第 1 項の規定により、輸入時に原産地証明書を提出しなければならない場合は次の通りである。
  1. 統合公告により特定地域からの輸入が制限される物品
  2. 原産地虚偽表示、誤認・混同表示などを確認するために税関長が必要であると認める物品
  3. その他法令により原産地確認が必要な物品
- ③ 第 1 項の規定によって関係資料の提出を受けた税関長は該当資料の発行機関にこの確認を要請することができる。
- ④ 関税庁長は第 1 項の原産地確認に必要な事項を知識経済部長官と協議して別途に定めることができる。
- ⑤ 第 1 項の規定によって関係資料を提出した者は資料提出機関に提出した資料を営業上の秘密として保護することを要請できる。

#### 第 92 条【原産地証明書等の提出免除】

- ① 第 91 条第 1 項にも係わらず次の各号のいずれかの一つに該当する物品は原産地証明書などの提出を免除する。
  1. 課税価格(従量税の場合にはこれを「関税法」第 15 条の規定に基づき算出した価格)が 15 万ウォン以下である物品
  2. 郵便物(「関税法」第 258 条第 2 項に該当するものを除く)
  3. 個人に無償送付された託送品・別送品または旅行者の携帯品
  4. 再輸出条件付き免税対象物品など一時輸入物品
  5. 保税運送、積み替えなどによって韓国を単純に経由する通過貨物
  6. 物品の種類、性質、形状またはその商標、生産国名、製造者などによって原産地が認められる物品
  7. その他関税庁長が知識経済部長官と協議して妥当と認める物品

#### 第 93 条【原産地確認における直接運送原則】

- ① 輸入物品の原産地はその物品が原産地国家以外の国家(以下“非原産国”という)を経由せず原産地国家から直接韓国に運送搬入された物品に限り当該物品の原産地を認める。但し、次の各号のいずれかに該当する場合には当該産物品が非原産国の保税区域などで税関監視の下に積み替えまたは一時保管などがなされ、これら以外の他の行為がなかったことが認められる場合に限り、これを韓国に直接運送された物品と見なす。
  1. 地理的または運送上の理由で非原産国で積み替えまたは一時蔵置がなされた物品の場合
  2. 博覧会、展示会その他これに準じる行事に展示するために非原産国に輸出した物品で当該物品の展示目的に使用した後、韓国に輸出した物品の場合
- ② 第 1 項の但書の規定に該当する物品の場合には関税庁長が定める書類を原産地証明書と共に第 91 条によ

って税関長に提出しなければならない。

(別表 8) 原産地表示対象物品

HS 類別	品目コード*
01 類	0102, 0106
02 類	0201, 0202, 0203, 0204, 0205, 0206, 0207, 0208, 0209, 0210
03 類	0301, 0302, 0303, 0304, 0305, 0306, 0307
04 類	0401, 0402, 0403, 0404, 0405, 0406, 0407, 0408, 0409, 0410
05 類	0504, 0506, 0507, 0510
06 類	0601, 0602, 0603, 0604
07 類	0701, 0702, 0703, 0704, 0705, 0706, 0707, 0708, 0709, 0710, 0711, 0712, 0713, 0714
08 類	0801, 0802, 0803, 0804, 0805, 0806, 0807, 0808, 0809, 0810, 0811, 0812, 0813, 0814
09 類	0901, 0902, 0903, 0904, 0906, 0907, 0908, 0910
10 類	1001, 1002, 1003, 1004, 1005, 1006, 1007, 1008
11 類	1101, 1102, 1103, 1104, 1105, 1106, 1107, 1108, 1109
12 類	1201, 1202, 1203, 1204, 1205, 1206, 1207, 1208, 1209, 1211, 1212
13 類	1302
15 類	1501, 1502, 1503, 1504, 1507, 1508, 1509, 1510, 1511, 1512, 1513, 1514, 1515, 1516, 1517, 1520, 1521, 1522
16 類	1601, 1602, 1603, 1604, 1605
17 類	1701, 1702, 1703, 1704
18 類	1801, 1802, 1803, 1804, 1805, 1806
19 類	1901, 1902, 1903, 1904, 1905
20 類	2001, 2002, 2003, 2004, 2005, 2006, 2007, 2008, 2009
21 類	2101, 2102, 2103, 2104, 2105, 2106
22 類	2201, 2202, 2203, 2204, 2205, 2206, 2207, 2208, 2209
23 類	2301, 2303, 2308, 2309
24 類	2401, 2402, 2403
25 類	2501
28 類	2815.11, 2853
30 類	3003, 3004, 3005, 3006
31 類	3101
32 類	3201, 3202, 3203, 3204, 3205, 3206, 3207, 3208, 3209, 3210, 3211, 3212, 3213, 3214, 3215
33 類	3301, 3302, 3303, 3304, 3305, 3306, 3307
34 類	3401, 3402, 3403, 3404, 3405, 3406, 3407
35 類	3504, 3505, 3506
36 類	3604, 3605, 3606

HS 類別	品目コード*
37 類	3702, 3703, 3704, 3707
38 類	3808, 3814, 3820, 3824
39 類	3916, 3917, 3918, 3919, 3920, 3921, 3922, 3923, 3924, 3925, 3926
40 類	4006, 4007, 4008, 4009, 4010, 4011, 4012, 4013, 4014, 4015, 4016, 4017
41 類	4114, 4115
42 類	4202, 4203, 4205, 4206
43 類	4303, 4304
44 類	4402, 4409, 4410, 4411, 4412, 4413, 4414, 4415, 4416, 4417, 4418, 4419, 4420, 4421
46 類	4601, 4602
48 類	4802, 4803, 4804, 4805, 4806, 4807, 4808, 4809, 4810, 4811, 4813, 4814, 4816, 4817 4818, 4819, 4820, 4821, 4823
49 類	4905, 4909
50 類	5006, 5007
51 類	5109, 5110, 5111, 5112, 5113
52 類	5204, 5207, 5208, 5209, 5210, 5211, 5212
53 類	5309, 5310, 5311
54 類	5401, 5406, 5407, 5408
55 類	5502, 5508, 5511, 5512, 5513, 5514, 5515, 5516
56 類	5601, 5602, 5603, 5604
57 類	5701, 5702, 5703, 5704, 5705
58 類	5801, 5802, 5803, 5804, 5805, 5806, 5807, 5808, 5809, 5810, 5811
59 類	5909 (消防ホースに限る)
60 類	6001, 6002
61 類	6101, 6102, 6103, 6104, 6105, 6106, 6107, 6108, 6109, 6110, 6111, 6112, 6113, 6114, 6115, 6116, 6117
62 類	6201, 6202, 6203, 6204, 6205, 6206, 6207, 6208, 6209, 6210, 6211, 6212, 6213, 6214, 6215, 6216, 6217
63 類	6301, 6302, 6303, 6304, 6305, 6306, 6307, 6308, 6309, 6310
64 類	6401, 6402, 6403, 6404, 6405, 6406
65 類	6501, 6502, 6504, 6505, 6506, 6507
66 類	6601, 6602, 6603
67 類	6704
68 類	6804, 6810, 6815
69 類	6902, 6903, 6907, 6908, 6910, 6911, 6912, 6913, 6914
70 類	7003, 7004, 7005, 7006, 7007, 7008, 7009, 7010, 7013, 7014, 7015, 7018, 7020
71 類	7113, 7114, 7116, 7117

HS 類別	品目コード*
72 類	7216
73 類	7311, 7315, 7317, 7318, 7319, 7320, 7321, 7322, 7323, 7324
74 類	7415, 7418, 7419
76 類	7607, 7612, 7613, 7615, 7616
82 類	8201, 8202, 8203, 8204, 8205, 8206, 8207, 8208, 8209, 8210, 8211, 8212, 8213, 8214, 8215
83 類	8301, 8302, 8303, 8304, 8305, 8306
84 類	8403, 8404, 8405, 8407, 8408, 8409, 8413, 8414, 8415, 8416, 8417, 8418, 8419, 8421, 8422, 8423, 8424, 8425, 8426, 8427, 8428, 8429, 8430, 8431, 8432, 8433, 8434, 8435, 8436, 8437, 8438, 8440, 8441, 8442, 8443, 8445, 8446, 8448, 8450, 8451, 8452, 8453, 8456, 8457, 8458, 8459, 8460, 8461, 8462, 8463, 8465, 8466, 8467, 8468, 8469, 8470, 8471, 8472, 8473, 8474, 8476, 8477, 8479, 8480, 8481, 8482, 8483, 8484, 8487
85 類	8501, 8502, 8503, 8504, 8505, 8506, 8507, 8508, 8509, 8510, 8511, 8512, 8513, 8514, 8515, 8516, 8517, 8518, 8519, 8521, 8522, 8523, 8525, 8526, 8527, 8528, 8529, 8531, 8532, 8533, 8534, 8535, 8536, 8537, 8538, 8539, 8540, 8541, 8542, 8543, 8544, 8545, 8546, 8547, 8548
87 類	8701, 8702, 8703, 8704, 8705, 8706, 8707, 8708, 8711, 8712, 8713, 8715, 8716
89 類	8903
90 類	9001, 9002, 9003, 9004, 9005, 9006, 9010, 9011, 9012, 9013, 9015, 9016, 9017, 9018, 9019, 9021, 9024, 9025, 9026, 9027, 9028, 9029, 9031, 9032, 9033
91 類	9101, 9102, 9103, 9104, 9105, 9106, 9107, 9108, 9109, 9110, 9111, 9112, 9113, 9114
92 類	9201, 9202, 9205, 9206, 9207, 9208, 9209
94 類	9401, 9402, 9403, 9404, 9405
95 類	9503, 9504, 9505, 9506, 9507, 9508
96 類	9603, 9604, 9605, 9607, 9608, 9609, 9610, 9611, 9612, 9613, 9614, 9615, 9616, 9617, 9618

(別表9) 特定輸入物品の原産地

品目名	原産地判定基準
<p>HS 9006.51 レンズを通じて見られるファインダー（一眼レフレンズ）を備えたもの（幅が35ミリメートル以下のロールフィルム用に限る。特殊用途カメラまたは使い捨てカメラは除外）</p> <p>HS 9006.53 その他（幅が35ミリメートルのロールフィルム用に限る。特殊用途カメラまたは使い捨てカメラは除外）</p>	<p>以下の各号の基準を順次適用する。</p> <p>1. 当該物品に使用された原料及び部品の付加価値が完成品付加価値の35%以上である場合、当該原料及び部品を生産または最初に供給した国家</p> <p>2. 第1号の国家がないか、2カ国以上である場合は、主な部品（シャッター、レンズ、ズーム鏡筒、ファインダー）が占める付加価値の比率が高い国家</p>
<p>HS 0102 牛</p>	<p>出生国を原産地とする。</p> <p>但し、出生国と飼育国が異なる場合には、以下の基準による。</p> <p>当該国家で6ヶ月以上飼育された場合には当該飼育国を原産地とし、飼育期間が6ヶ月に満たない場合には出生国を原産地とする。</p>
<p>HS 0103 豚</p>	<p>出生国を原産地とする。</p> <p>但し、出生国と飼育国が異なる場合には、以下の基準による。</p> <p>当該国家で2ヶ月以上飼育された場合には当該飼育国を原産地とし、飼育期間が2ヶ月に満たない場合には出生国を原産地とする。</p>
<p>牛と豚以外のその他家畜でHS 01類のもの</p>	<p>出生国を原産地とする。</p> <p>但し、出生国と飼育国が異なる場合には、以下の基準による。</p> <p>当該国家で1ヶ月以上飼育された場合には当該飼育国を原産地とし、飼育期間が1ヶ月に満たない場合には出生国を原産地とする。</p>

	品目名	原産地基準 (案)
HS 6101-6117 (編織された衣類及びその付属品)	1) 製品形態に編まれた (knit to shape) 物品 (部品と付属品を含む) : 6101-6117のもの	編織工程実施国 (knit shape)
	2) 部品形態に編まれた部品を縫製して生産される物品 : 6101-6115のもの	縫製工程実施国
	3) 裁断 (cut to shape) された部品を縫製して生産される物品 : 6101-6115のもの	縫製工程実施国
	4) 刺繍を施された平面製品 (ハンカチ、ショール、スカーフ、マフラー、マンティエラ、ベール及びこれに類する物品) : 6117. 10. 6117. 80 のもの	編織工程実施国。但し、基布の工場渡価格の50%を超過する刺繍工程を実施する場合、刺繍工程実施国
	5) その他の平面製品 (ハンカチ、ショール、スカーフ、マフラー、マンティエラ、ベール及びこれに類する物品) : 6117. 10. 6117. 80 のもの	編織工程実施国
	6) 部品形態に編まれた部品を縫製して生産される付属品 (ネクタイ類、手袋類及びこれに類する物品) : 6116, 6117. 20, 6117. 80 のもの	部品の編織工程実施国 (部品形態となるようにknitされた所)
	7) 裁断された部品を縫製して生産される付属品 (ネクタイ類、手袋類及びこれに類する物品) : 6116, 6117. 20, 6117. 80 のもの	縫製工程実施国
	8) 部品形態に編まれた部品を縫製して生産された部品 : 6117. 90 のもの	部品の編織工程実施国
	9) 裁断された部品を縫製して生産される部品 : 6117. 90 のもの	裁断工程実施国
	10) 刺繍を施されたが縫製されていない部品 : 6101-6117 のもの	編織工程実施国。但し、基布の工場渡価格の50%を超過する刺繍工程を実施する場合、刺繍工程実施国
	11) その他縫製されていない部品 : 6101-6107 のもの	編織工程実施国

	品目名	原産地基準（案）
HS 6201-6217 （編織物を除く衣類及びその付属品）	1) 部品を縫製して生産される物品（6209のオムツを除外する）：6201-6212	縫製工程実施国
	2) オムツ：6209のもの	製織工程実施国
	3) 刺繍を施された平面製品（ハンカチ、ショール、スカーフ、マフラー、マンティーラ、ベール及びこれに類する物品）：6213, 6214, 6217.10のもの	製織工程実施国。但し、基布の工場渡価格の50%を超過する刺繍工程を実施する場合、刺繍工程実施国
	4) その他の平面製品（ハンカチ、ショール、スカーフ、マフラー、マンティーラ、ベール及びこれに類する物品）：6213, 6214, 6217.10のもの	製織工程実施国
	5) 部品を縫製して生産された付属品（ネクタイ類、手袋類及びこれに類する物品）：6215, 6216, 6217.10のもの	縫製工程実施国
	6) 縫製された部品：6217.90のもの	裁断工程実施国
	7) 刺繍を施された部品：6201-6217のもの	製織工程実施国。但し、基布の工場渡価格の50%を超過する刺繍工程を実施する場合、刺繍工程実施国
	8) その他の部品：6201-6217のもの	製織工程実施国
HS 6301-6308 （製品となった紡織用繊維製品）	1) 部品を縫製して生産される物品：6303, 6304, 6306, 6307.20	裁断工程実施国
	2) 刺繍を施された物品：6301-6308のもの（6301.10除外）	製織（または編織）工程実施国。但し、基布の工場渡価格の50%を超過する刺繍工程を実施する場合、刺繍工程実施国
	3) 部分品で構成された物品：6308のもの	Setの本質的な特性を構成する物品製造国
	4) その他の製品：6301, 6302, 6305, 6307.10, 6307.90（6301.10除外）	製織（または編織）工程実施国

## (別表10) 輸入セット物品

HS番号	品目名
3006.50	救急箱及び救急袋
3407.00.20.00	歯科用ワックスまたは歯科用印象材料のうち、セットのもの
6103.21- 6103.29	男子用のアンサンブル（メリヤス編みまたはクロセ編みのもの）
6104.21- 6104.29	女子用のアンサンブル（メリヤス編みまたはクロセ編みのもの）
6203.21- 6203.29	男子用のアンサンブル（メリヤス編みまたはクロセ編みのものは除外）
6204.21- 6204.29	女子用のアンサンブル（メリヤス編みまたはクロセ編みのものは除外）
6308	HS 6308のうち、ラグ、タペストリー、刺繍を施したテーブルクロスまたはナプキンなどを作るための織物と糸で構成されたセット
8206	HS 8202ないし8205に該当する二つ以上の工具が小売用にセットとなっているもの
8214.20	HS 8214.20のうち、マニキュアまたはペディキュアセット
8215.10- 8215.20	スプーン、フォーク、しゃくし、ひしゃく、ケーキサーバー、魚用ナイフ、バター用ナイフ、シュガートング及びこれに類するキッチンまたは食卓用品が組合わされたセット
8518.30.30.00	マイクロフォン、スピーカー複合セット
8518.50	音響増幅セット
9017	HS 9017のうち、製図セット（Drawing Set）
9503	HS 9503のうち、セット製品
9605	個人用の旅行セット

## 4. 関税法

### 第2款 原産地の確認等

#### 第229条(原産地確認基準)

①この法・条約・協定などによって関税を賦課・徴収するための原産地を確認する時には次の各号のいずれかに該当する国を原産地とする。

1. 当該物品の全部を生産・加工・製造した国
2. 当該物品が2ヶ国以上にわたって生産・加工または製造された場合にはその物品の本質的特性を付与するにあたって十分な程度の実質的な生産・加工・製造過程が最終的に行われた国

②第1項各号の規定を適用する物品の範囲、具体的確認基準などその他必要な事項は企画財政部令で定める。

(2008.2.29.職制改正：政府組織法付則)

③第1項及び第2項の規定にかかわらず、条約・協定などの施行のために原産地確認基準などを別に定める必要がある時には企画財政部令で原産地確認基準などを別に定める。(2008.2.29.職制改正：政府組織法付則)

#### 第230条(原産地虚偽表示物品などの通関制限)

税関長は法令の規定によって原産地を表示しなければならない物品が次の各号のいずれかに該当する時には当該物品の通関を許容してはならない。但し、その違反事項が軽微な時にはこれを補完・訂正するようにした後、通関を許容することができる。

1. 原産地表示が法令で定める基準と方法に符号しない場合
2. 不正な方法により原産地表示が事実と異なった表示をされた場合
3. 原産地が表示されていない場合

#### 第231条(積み替え物品等に対する留置等)

① 税関長は第141条の規定によって一時的に陸地に下されたり他の船舶に積み替える外国物品のうち、原産地が韓国と虚偽表示された物品はこれを留置できる。

②第1項の規定によって留置する外国物品は税関長が管理する場所に保管しなければならない。但し、税関長が必要であると認める時にはこの限りでない。

③税関長は第1項の規定によって外国物品を留置する時にはその事実をその物品の荷主またはその委任を受けた者に通知しなければならない。

④税関長は第3項の規定による通知をする時には履行期間を定めて原産地表示の修正など必要な措置を命じることができる。この場合、指定した履行期間内に命令を履行しなければ売却する旨を共に通知しなければならない。

⑤税関長は第4項前段の規定による命令が履行された時には第1項の規定による物品の留置を直ちに解除しなければならない。

⑥税関長は第4項前段の規定による命令が履行されない時にはこれを売却できる。この場合、売却方法及び手続に関しては第160条第4項ないし第6項及び第210条の規定を準用する。

⑦第1項ないし第3項の規定は商標法によって登録された商標権または著作権法が定める著作権を侵害する物品に関して準用する。この場合、税関長は当該権利の保有者に留置事実を通報した後、権利保有者が通報を受けた日から10日以内に法院に損害賠償を請求しない時には物品の留置を解除しなければならない。

#### 第232条(原産地証明書等)

① 法、条約・協定などによって原産地確認が必要な物品を輸入する者は、当該物品の原産地を証明する書

類(以下"原産地証明書"という)を提出しなければならない。但し、大統領令が定める物品の場合にはこの限りでない。

②税関長は第 1 項の規定によって原産地証明書を提出しない時には、本法、条約・協定などによる関税率を適用するにあつて一般特惠関税・国際協力関税または便益関税を排除するなど関税の便益を適用しないことができる。

③税関長は原産地確認が必要な物品を輸入した者に、第 1 項の規定によって提出された原産地証明書の内容を確認するために必要な資料(以下、この条で“原産地証明書確認資料”という)を提出させることができる。この場合、原産地確認が必要な物品を輸入した者が正当な事由なしに原産地証明書確認資料を提出しない時には、税関長は輸入申告時提出された原産地証明書の内容を認めないことができる。

④税関長は第 3 項の規定によって原産地証明書確認資料を提出した者が正当な事由を提示してその資料を公開しないことを要請した時には、その提出人の明示的同意がなければ当該資料を公開してはならない。

#### 第 233 条(原産地証明書などの確認要請)

税関長は原産地証明書を発行した国家の税関、その他発給権限がある機関に第 232 条第 1 項及び第 3 項の規定によって提出された原産地証明書及び原産地証明書確認資料の真偽、正確性などの確認を要請できる。この場合、税関長の確認要請は当該物品の輸入申告が受理された以後に行わなければならない。

## 5. 関税法施行令

### 第 236 条(原産地証明書の提出等)

①次の各号のいずれかに該当する者は当該物品の輸入申告時に当該物品の原産地を証明する書類(以下"原産地証明書"という)を税関長に提出しなければならない。

1. 法・条約・協定などによって他の国家の生産(加工を含む)物品に適用される税率より低い税率の適用を受けようとする者で原産地確認が必要であると関税庁長が定める者
2. 関税率の適用、その他の事由によって原産地確認が必要であると関税庁長が指定した物品を輸入する者

②法第 232 条第 1 項但し書の規定によって次の各号の物品に対しては第 1 項の規定を適用しない。

1. 税関長が物品の種類・性質・形状またはその商標・生産国名・製造者などによって原産地を確認することができる物品
2. 郵便物(法第 258 条第 2 項の規定に該当するものは除く)
3. 課税価格(従量税の場合にはこれを法第 15 条の規定に準じて算出した価格をいう)が 15 万ウォン以下の物品
4. 個人に無償で送付された託送品・別送品または旅行者の携帯品
5. その他関税庁長が関係行政機関の長と協議して定める物品

③第 1 項の規定によって税関長に提出する原産地証明書は次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

1. 原産地国家の税関、その他発給権限がある機関または商工会議所が当該物品に対して原産地国家(地域を含む)を確認または発行したもの
2. 原産地国家から直接輸入されず第三国を経由して輸入された物品に対してその第三国の税関、その他発給権限がある機関または商工会議所が確認または発行した場合には原産地国家で当該物品に対して発行された原産地証明書を基に原産地国家(地域を含む)を確認または発行したもの
3. 関税庁長が定めた物品の場合には当該物品の商業送り状または関連書類に生産者・供給者・輸出者または権限のある者が原産地国家を記載したもの

④第 3 項の規定による原産地証明書は当該輸入物品の品名、数量、生産地、輸出者など関税庁長が定める事項が記載されていないと認められればならず、輸入申告日から 1 年以内に発行されたものでなければならない。

⑤法第 233 条の規定によって税関長が原産地証明書に対する真偽などの確認を原産地発行または確認機関などに要請する時には次の各号の事項を含めなければならない。

1. 原産地証明書の真偽に対して疑問を持つようになった事由及び要請事項
2. 当該物品に適用される原産地に関する規定
3. 原産地証明書の原本または写本
4. 関連送品状など原産地確認に必要な書類

### 第 236 条の 2 (原産地などに対する事前確認)

①法第 232 条の規定により原産地確認が必要な物品を輸入する者は、関税庁長に次の各号のいずれかに該当する事項に対し当該物品の輸入申告をする前にあらかじめ確認または審査(以下"事前確認"という)を要請することができる。(2004.3.29.新設)

1. 法第 229 条の規定による原産地確認基準の充足(2004.3.29.新設)
  2. 条約または協定などの締結により関連法令において特定物品に対する原産地確認基準を別に定めている場合、当該法令による原産地確認基準の充足(2004.3.29.新設)
  3. 第 1 号及び第 2 号の原産地確認基準の充足を決めるための基礎となる事項で、関税庁長が定める事項(2004.3.29.新設)
  4. その他関税庁長が原産地による関税の適用に関して必要と定める事項(2004.3.29.新設)
- ②事前確認の申請を受けた場合、関税庁長は 60 日以内にこれを確認してその結果を記載した書類(以下“事前確認書”という)を申請人に交付しなければならない。ただし、提出資料の不備などにより事前確認が困難な場合はその理由を申請人に通知しなければならない。(2004.3.29.新設)
- ③税関長は輸入申告された物品及び原産地証明書の内容が事前確認書上の内容と一致すると認められる時は、特別な理由がない限り事前確認書の内容により関税の軽減などを適用しなければならない。(2004.3.29.新設)

## 6. 関税法施行規則

### 第 74 条(一般物品の原産地決定基準)

①法第 229 条第 1 項第 1 号の規定により原産地を認定する物品は、次の各号の通りである。

1. 当該国家の領域で生産された鉱山物と植物性生産物
2. 当該国家の領域で繁殖または飼育された生きている動物とこれらから採取した物品
3. 当該国家の領域で狩猟または漁労で採集または捕獲した物品
4. 当該国家の船舶により採集または捕獲した漁獲物その他の物品
5. 当該国家での製造・加工の工程において発生した残滓
6. 当該国家またはその船舶で第 1 号から第 5 号までの物品を原材料にして製造・加工した物品

②法第 229 条第 1 項第 2 号の規定により 2 ケ国以上にわたって生産・加工または製造(以下この条において"生産"という)された物品の原産地は、当該物品の生産過程で使われる物品の関税統計統合品目分類表上の 6 ケタ品目番号と異なる 6 ケタ品目番号の物品を最終的に生産した国家とする。

③関税庁長は第 2 項の規定により 6 ケタ品目番号が変更されただけで法第 229 条第 1 項第 2 号の規定による本質的特性を付与するのに十分なだけの実質的な生産過程を経たと認めるのが困難な品目に対しては、主要工程・付加価値などを考慮して、品目別に原産地基準を別に定めることができる。

④次の各号のいずれかに該当する作業が遂行された国家は、第 2 項の規定による原産地と認めない。

1. 運送または保税区域蔵置内にある物品の保存のために必要な作業
2. 販売のための物品の包装改善または商標表示など商品性向上のための改修作業
3. 単純な選別・区分・切断または洗浄作業
4. 再包装または単純な組立作業
5. 物品の特性が変わらない範囲内での原産地が異なる物品との混合作業
6. 家畜の屠殺作業

⑤関税庁長は第 3 項の規定による品目別原産地基準を定める時には、企画財政部長官及び当該物品の関係部署の長と協議しなければならない。(2008.12.31.改訂)

### 第 75 条(特殊物品の原産地決定基準)

第 74 条の規定に拘わらず、撮影された映画用フィルム、付属品・予備部分品及び工具と包装用品は次の各号の区分により原産地を認定する。

1. 撮影された映画用フィルムはその製作者が属する国家
2. 機械・器具・装置または車両に使われる付属品・予備部分品及び工具として機械・器具・装置または車両と共に輸入され同時に販売されて、その種類及び数量から見て通常付属品・予備部分品及び工具と認められる物品は当該機械・器具または車両の原産地
3. 包装用品はその内容物品の原産地。ただし、法別表の関税率表上、包装用品と内容品をそれぞれ別個の品目番号としている時はこの限りでない。

### 第 76 条(直接運送原則)

法第 229 条の規定により原産地を決定する際には、当該物品が原産地ではない国家を經由せずに直接韓国へ運送・搬入された物品に限ってその原産地と認める。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合で、当該物品が原産地ではない国家の保税区域で積み替えられたり、一時的に蔵置されたことが認められる時は、こ

れを韓国へ直接搬入したものと見なす。

1. 地理的または運送上の理由で原産地ではない国家を単純経由する場合で、原産地ではない国家で積み替えられたり、一時的に蔵置された場合
2. 博覧会・展示会、その他これに準じる行事に展示するために非原産地国向けに輸出した物品で、当該物品が展示目的に使われた後、韓国へ輸出された場合